

柳津地域の上下水道料金等に係る
制度の統一について（答申）

平成 2 0 年 1 月 7 日

岐阜市公営企業経営審議会

ま え が き

平成18年1月1日に、本市が柳津町と市町村合併を行い、新たな岐阜市が誕生して、2年を経過した。

水道事業及び下水道事業については、合併に伴い柳津町との事業の統合を行い、現在それぞれ一の事業として運営をしているところである。

柳津町の水道事業は、当初簡易水道事業として給水を始め、昭和44年4月に水道事業として供用を開始、順次拡張が進められ、合併に伴い岐阜市水道事業へ統合された。平成18年度末における柳津地域の現況は、給水人口は12,200人余で、岐阜市全体の約3.4%を占め、水道普及率は96.9%と柳津地域を除く岐阜市の85.5%に比べて高い値となっている。

また、柳津町の下水道事業は、木曾川右岸流域下水道として整備され、平成7年4月から供用を開始し、柳津東、柳津西、佐波及び高桑の4処理分区で事業が進められ、合併に伴い岐阜市下水道事業に編入された。平成18年度末における柳津地域の現況は、処理区域内人口は10,100人余で岐阜市全体の約2.7%を占め、下水道普及率は80.3%と柳津地域を除く岐阜市の88.0%に比べて低い値となっているが、平成19年度で市街化区域の下水道整備がほぼ完了することから、同年度末には90%に達する見込みである。

なお、事業統合後、水道事業においては災害等の緊急時の給水が確保できるよう水源地間の管網ネットワークの整備が図られ、下水道事業では市街化区域のほぼ全域で下水道が利用できるような整備が進められるなど、柳津地域のサービスの向上が図られている。

一方、柳津地域の水道料金、水道利用加入金（以下「加入金」という。）及び下水料金については、岐阜市・柳津町合併協議会において、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとされ、現在も、合併前の柳津町の制度が適用されている。

そのため、柳津地域は、岐阜市のその他の地域とは料金水準や料金体系が異なるとともに、独自の加入金が存在しており、本市区域内の上下水道使用者の間で、使用条件に格差が生じている。

この状況は、使用者全体へのサービス提供の一体性を確保し、上下水道事業の均衡ある発展を図っていく上で適当なものとはいえず、また、水道法において、水道の供給条件について公平性を確保すべき旨が定められていることから

も、現在生じている格差は速やかに是正していく必要がある。

この上下水道料金等に係る格差を解消し、本市区域内の上下水道使用者の負担の公平性を確保するため、柳津地域の上下水道料金等に係る制度の統一について、平成19年7月23日、市長から本審議会に対し諮問がなされたところである。

本審議会は、審議に先立ち事務局から提出された資料に基づき、柳津地域と柳津地域を除く岐阜市の上下水道料金及び加入金に係る制度の概要、料金の比較、柳津地域の財政計画等並びに他都市における合併に伴う料金制度統合の状況について詳細に説明を受ける中で、制度の概況や格差の現状等について十分把握しながら、利用者負担や公平性の観点から各委員の知識と経験を生かしつつ検討を行い、慎重に審議を尽くした結果、意見を集約したので、以下審議の内容を付記しつつ答申する。

柳津地域の上下水道料金等に係る制度の統一について

1 水道料金及び水道利用加入金について

本審議会では、審議に先立ち、現在、適用されている合併前の岐阜市及び柳津町の水道料金及び加入金に係る制度について確認をした。

まず、水道料金の料金体系に関しては、柳津地域を除く岐阜市及び柳津地域とも、基本水量の付された基本料金及び単一の超過料金が設定されているが、柳津地域においては柳津地域を除く岐阜市に設定されている全4種の用途別や営業用における口径別の区分が存在しないという差異がある。また、料金水準に関しては、家事用の平均的な使用水量である20m³の場合、1月当たり岐阜市が2,236円、柳津地域が1,417円で、差額は819円、率にして57.8%の格差が生じており、使用水量が増加するほどこの格差が広がる傾向にある。

加入金については、新規の給水申込者等からメーターの口径別に設定された額を一度限り納入してもらうものであるが、この制度は柳津地域を除く岐阜市では採用されておらず、柳津地域にのみ存在している。

このように、水道事業においては、水道料金に係る両地域の格差が大きく、加入金制度の有無など制度的な差異もあるため、本審議会においては、この現状を踏まえ、地域住民の生活に及ぼす影響に配慮した、より理解の得られやすい統一方法について精査審議をした。

統一の時期については、柳津町との合併から既に2年が経過しており、この間、柳津地域の住民も岐阜市と同等のサービスを受けていることや、近い将来予想される岐阜市の上下水道料金改定への影響を考慮する必要があることから速やかに統一を進めるべきであるという指摘がなされ、両地域の住民感情への配慮や合併時においてなされた議論も踏まえて、できる限り速やかな統一を図るものとし、制度統一の年限を合併期日から5年以内で設定すべきと判断した。

水道料金の統一方法については、先にも述べたように両地域には料金額に大きな格差が存在しており、負担増加への配慮が必要であることから、料金を一度に上げるのは困難であり、段階的な改定が適当であると判断した。なお、第1段階目の改定を実施する時期については、料金改定に当たり必要となる議会承認等の手続に要する期間を考慮すると、平成20年7月になるこ

とが確認された。

柳津地域にのみ存在する加入金については、制度の趣旨や従来の運用方法についても確認を行った上で、旧岐阜市の住民も結果として水道料金から加入金相当額を負担しているのだから早期に廃止した方がよいとの意見、制度統一の整合をとるため加入金は水道料金が統一されたときに廃止すべきであるとの意見、加入金についても水道を引いた時点による公平性を考慮して水道料金と同じように段階的に廃止してはどうかとの意見等様々な意見が出された結果、廃止の方法について水道料金の統一と絡めてさらに検討を進めることとした。

本審議会は、こうした判断を踏まえ、水道料金及び加入金に係る制度の統一案として、統一の時期について、平成21年4月、平成22年4月、平成23年1月の3案に集約し、また、平成20年7月から制度統一までの調整期間の取扱いについては、柳津地域の料金体系を維持した上、基本料金及びメーター料金を統一し、超過料金を両地域の差額の2分の1増額するとともに、加入金を廃止する案、基本料金、メーター料金及び超過料金を両地域の差額の2分の1増額するとともに、加入金については2分の1減額する案の2案に集約し、さらに検討を行った。

統一の時期については、他都市の統一までの期間は概ね合併から3年から4年程度であること等を考慮すると、統一時期は平成21年4月か平成22年4月になることが確認され、平成21年4月の案は1年に2回の値上げとなるため利用者に理解が得られないのではないか等の指摘がなされた結果、料金統一の時期を平成22年4月とする案で意見の一致をみた。

調整期間の取扱いについては、主に加入金制度をどの時点で廃止するかの議論となり、加入金は新たに給水を申し込む住民のみが対象になり、申込みの時期により段階的に金額が異なると給水申込者の理解が得難いため、一度に廃止した方がよいとの指摘がなされたが、加入金は今後支払う人よりも既に支払った人に配慮する必要があるとの意見が出され、過去に簡易水道を統合した際に、料金の統一と加入金の廃止を2段階で行った事例があり、同様の取扱いをした方が説明がしやすいと認められることから、最終的には、加入金を支払った人全体の理解が得られやすく、段階的な調整で柳津地域の住民の負担への配慮がなされた方法として、基本料金、メーター料金、超過料

金等を両地域の差額の2分の1増額するとともに、加入金については2分の1減額する別表1及び別表2の案で、意見を集約した。

2 下水料金について

本審議会では、下水料金についても、水道事業と同様に、現在適用されている合併前の岐阜市及び柳津町の制度について確認を行い、審議を進めた。

料金体系に関しては、柳津地域を除く岐阜市は基本水量なしの逦増従量料金制、柳津地域は基本水量付きの逦増従量料金制が採用されており、従量料金の水量区分も異なるという状況があり、料金水準に関しても、家事用の平均的な放流量である20m³で、1月当たり岐阜市が2,100円、柳津地域が1,832円となっており、差額は268円、率にして14.6%の格差であり、使用水量に応じ格差が若干増減する。

下水料金においては、水道料金と比較すると、両地域の料金格差が小さく、財政状況が厳しい等状況に差異があるため、本審議会においては、水道事業の統一方法との関連性も考慮し、より公平・妥当な統一方法について精査審議を行った。

審議の過程においては、水道料金との整合性を考慮し、下水料金制度の統一案として、統一の時期について、平成20年7月、平成21年4月、平成22年4月、平成23年1月の4案に集約するとともに、平成21年4月以降に料金を統一する場合は、平成20年7月から料金統一までの調整期間の取扱いとして、柳津地域の料金体系を維持した上、基本料金は現行のまま据え置き、超過料金を両地域の単価の中間値程度の額とする案に集約し、検討を進めた。

これらの案に対し、下水道は水道よりも料金格差が小さく柳津地域の財政状況も厳しいことから即時に統一すべきとの意見が出されたが、合併協議において水道事業、下水道事業とも「当面現行のとおり」と同じ文言を使っているにもかかわらず、取扱いが異なることは理解が得難いため、水道事業と同様の取扱いをすべきとの指摘がなされ、最終的には、岐阜市に料金を統一しても、料金の増収額が少なく、財政状況に大きな影響はないことから、上下水道事業とも同様の取扱いをすべきものと判断し、平成22年4月に料金を統一し、平成20年7月から統一までの調整期間の経過措置は提示された別表3の案で行うことが確認された。

あ と が き

今回の審議では、柳津町の編入合併後、2年にわたり適用されていた合併前の柳津町の上下水道料金等に係る制度について、公正・公平性の観点から審議検討を行った結果、前述のような統一案を採用することで結論に達した。

審議の過程においても意見があったように、今回の諮問事項については統一に向けての具体的な足取りの一步を踏み出し、最終的な統一の目途を明確に定めることが重要であったが、今回の審議を経て、統一案を定め今後の道筋をつけることができたことは特筆すべきことであり、これにより本市区域内の供給条件の統一が図られるもので、今後さらに上下水道行政の一体的かつ効率的な事業運営が展開されることを強く望むものである。

なお、今回の制度統一案は、柳津地域の住民にとって、水道料金及び下水料金各々の料金負担の増加を伴うものであり、また、上下水道料金とも、それぞれ平成20年7月から経過措置として暫定的な料金単価が設定され、平成22年4月には更に柳津地域以外の岐阜市の料金制度へと統合されるため、約2年の間に2回の料金改定が実施されることとなり、市民生活に少なからず影響を及ぼすものと考えられる。市当局においては、今回の制度統一の趣旨や統一方法などについて、住民の理解と協力が得られるよう、あらゆる機会を捉え、分かり易い広報に努めて、事業者としての説明責任を十分果たすよう求める。

最後に、柳津町との合併後懸案となっていた料金制度の統一は、方向性が定められたが、今日の社会・経済情勢が厳しい状況において、公営企業を取り巻く環境も急激に変化しており、今後様々な課題や問題に直面することが予想される。このような状況を的確に把握し、かつ対応していく中で、効率的な経営の推進、適切な建設投資の実施、積極的な普及促進活動の実行、職員の意識改革及び資質の向上、さらには行政改革等を積極的に推進するとともに、水道事業及び下水道事業に課せられた責務を十分に認識し、事業を円滑に推進するよう強く望むものである。

岐阜市公営企業経営審議会委員名簿

会 長	高 橋 弦	岐阜大学地域科学部長
副会長	山 田 洋 一	岐阜商工会議所専務理事
委 員	西 垣 信 康	岐阜市議会議員
〃	松 原 徳 和	岐阜市議会議員
〃	外 山 正 孝	岐阜市議会議員
〃	林 政 安	岐阜市議会議員
〃	大 野 邦 博	岐阜市議会議員
〃	四 橋 英 児	(社)岐阜県経営者協会幹事
〃	村 瀬 忠 彦	岐阜市農業協同組合専務理事
〃	早 川 徹	(社)岐阜青年会議所理事長
〃	山 口 久 夫	岐阜市自治会連絡協議会
〃	富 田 耕 二	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
〃	鈴 木 一 子	岐阜市女性の会連絡協議会会長
〃	縄 田 寿 澄	公募委員
〃	安 直 哉	公募委員

審議に用いた資料

1 第2回審議資料

- (1) 合併に伴う上下水道料金等に係る制度の経緯
- (2) 制度統一の趣旨
- (3) 柳津地域等の現況
- (4) 水道料金表
- (5) 主な用途における水道料金の比較
- (6) 給水装置新設加入金
- (7) 下水料金表
- (8) 下水料金の比較
- (9) 市町村合併に伴う水道料金・下水料金・加入金の統一状況
- (10) 柳津地域財政計画
- (11) 中核市・県内市上下水道料金調

2 第3回審議資料

- (1) 柳津地域の水道料金・加入金統一案
- (2) 水道料金増加額の比較
- (3) 柳津地域水道事業財政計画
- (4) 柳津地域の下水料金統一案
- (5) 下水料金増加額の比較
- (6) 柳津地域下水道事業財政計画

別表1

柳津地域水道料金改定案

区分	現行料金		調整期間改定案		統一料金			
			平成20年7月調定分から平成22年3月調定分まで		平成22年4月調定分から			
従量栓給水料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	種別	基本料金	超過料金	
		10m ³ まで 550円	1m ³ につき 75円	10m ³ まで 605円	1m ³ につき 107円	第1種 家事用	10m ³ まで 660円	1m ³ につき 140円
					第2種 学校、幼稚園、保育所用	50m ³ まで 3,300円		
					第3種 公衆浴場用	50m ³ まで 1,650円	1m ³ につき 46円	
					第4種 第1種、 第2種 及び第 3種に 該当し ないも の	口径13、20、 25mm	10m ³ まで 660円	1m ³ につき 140円
						口径 40mm	20m ³ まで 2,060円	
						口径 50mm	40m ³ まで 4,860円	
						口径 75mm	80m ³ まで 10,460円	
						口径100mm	160m ³ まで 21,660円	
						口径150mm	380m ³ まで 52,460円	
メーター料金	13mm	50円	60円	70円				
	20mm	100円	140円	180円				
	25mm	110円	165円	220円				
	30mm	180円	270円	360円				
	40mm	200円	300円	400円				
	50mm	1,100円	1,150円	1,200円				
	75mm	1,500円	1,650円	1,800円				
	100mm	1,800円	1,900円	2,000円				
	125mm	2,400円	—	—				
	150mm	—	3,700円	3,700円				
臨時給水料金	上記の額に同じ		上記の額の1割増とする。		上記の額の2割増とする。			
私設消火栓給水料金	—		(ア) 供給準備料金 1個1か月につき 150円 (イ) 消火栓給水料金 1回5分又はその端数ごとに 1個(双口は2個とする。)につき 250円		(ア) 供給準備料金 1個1か月につき 300円 (イ) 消火栓給水料金 1回5分又はその端数ごとに 1個(双口は2個とする。)につき 500円			

別表2

柳津地域水道利用加入金改定案

口径	現行加入金	調整期間改定案	統一後
		平成20年7月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から
13mm	130,000円	65,000円	加入金制度廃止
20mm	260,000円	130,000円	
25mm	370,000円	185,000円	
30mm	730,000円	365,000円	
40mm	990,000円	495,000円	
50mm	1,900,000円	950,000円	
75mm	4,060,000円	2,030,000円	
100mm	11,840,000円	5,920,000円	
150mm 以上	管理者が定める額	管理者が定める額	

別表3

柳津地域下水料金改定案

区分	現行料金			調整期間改定案			統一料金				
	平成20年7月調定分から平成22年3月調定分まで			平成22年4月調定分から							
区分	基本料金	超過料金		基本料金	超過料金		種別	基本料金	従量料金		
	汚水料金	10m ³ 以下 825円	11m ³ 以上 500m ³ 以下	1m ³ につき 92円	10m ³ 以下 825円	11m ³ 以上 500m ³ 以下	1m ³ につき 101円	一般汚水	800円	1m ³ 以上 10m ³ 以下	1m ³ につき 25円
11m ³ 以上 20m ³ 以下				1m ³ につき 95円							
21m ³ 以上 50m ³ 以下		1m ³ につき 105円									
51m ³ 以上 500m ³ 以下		1m ³ につき 110円									
501m ³ 以上 10,000m ³ 以下		1m ³ につき 115円									
10,001m ³ 以上		1m ³ につき 120円									
501m ³ 以上	1m ³ につき 107円	501m ³ 以上	1m ³ につき 113円	公衆浴場 汚水	800円	1m ³ 以上 10m ³ 以下	1m ³ につき 5円				
	11m ³ 以上		1m ³ につき 19円								
水質料金	—			一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のおかにその濃度に応じて、1m ³ につき120円以内においてこれを増徴する。			一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のおかにその濃度に応じて、1m ³ につき240円以内においてこれを増徴する。				
雨水料金	雨水放流面積1m ² につき 15円			雨水放流面積1m ² につき 15円			雨水放流面積1m ² につき 15円				
計測器料金	1個195円			1個10,000円以内で管理者が定める額			1個20,000円以内で管理者が定める額				